資料5－8

猛暑時の子どもの遊び場確保にかかる学校体育館の開放について

令和8年11月24日 北九州市教育委員会事務局

学校施設を子どもの遊び場として活用するためのポイント

ポイント 1 役割の整理

市長部局
事業の運営
見守り

例

教育委員会
学校施設の
管理・提供

「事業」と「施設管理」の
責任・担当を分けて考える

ポイント 2 空間の整理



エリア・動線の考慮、DXにより、
利便性・管理性を向上させる

事業の運営と施設の管理をそれぞれが担い、学校教育と子どもの遊び場の両立を図る

学校と教師の業務の3分類

国は、教師が本来担うべき教育活動に専念できる環境を整えるため、学校と教師が担う業務の役割分担を「学校と教師の業務の３分類」として整理している。

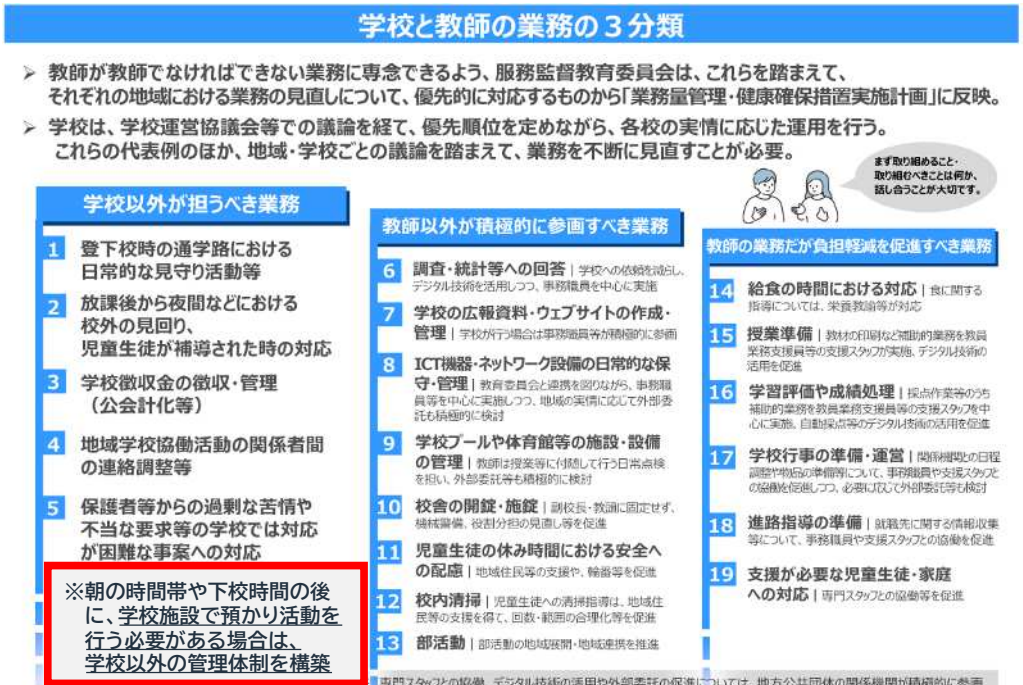

出典：「学校と教師の業務の３分類」（文部科学省）※部分の拡大・強調は本市加工による

文部科学省だけでなく、
財務省もこの3分類に基づく取組の
徹底を求めている。

例えば、小学校の運動場・体育館は、
地域の人材により「遊び場*」として
使用されている（学校施設開放）。
＊土日休日・長期休業日、当該校区の児童を対象

学校教育の一環として、
夏休みに子どもたちが学校施設を
利用すること自体は可能。
ただし、その場合は、学校教育として
必要な対応が求められる
（例：子ども同士のトラブルや怪我等）

教育委員会の職務権限と本市における事務の分担

教育行政の役割分担により、学校教育への注力と各分野の施策の効果的な推進を両立

教育委員会

教育長＋教育委員で構成

学校教育、青少年育成、
社会教育、スポーツ、文化
（地教行法21条）

事務処理 →

教育委員会事務局

事務局の長である、教育長が執行

学力向上、いじめ・不登校対策などの
学校教育に係る取組に注力

- 学校教育
- 学校施設の管理
- 部活動の地域展開
- 図書館の運営 など

子どもの体験・居場所づくりの主な取組など
- こども文化パスポート
- 地域クラブ
- 学校施設開放　など

補助執行 →

市長部局（補助執行）

地方自治法第180条の7

社会教育・青少年育成などを、
子ども・地域に関する施策と連携して推進

- 社会教育
- 青少年育成
- 美術館・博物館の運営
- 文化財保護 など

子どもの体験・居場所づくりの主な取組など
※補助執行ではない取組含む
- 夏休みクエスト
- わいわい市民センター
- 市民センタークラブ
- コミュニティ・クルー　など

市長が管理・執行

職務権限の特例（地教行法第23条）

文化・スポーツを観光施策等と一体的に
推進し、都市の魅力向上や賑わいを創出

- スポーツ
- 文化

教育委員会事務局の人的リソースは、学校教育に重点を置いたものとなっている。子どもの遊び場確保に向けては関係局と連携しながら、「学校施設」という物的リソースの機能拡張に注力していきたい。

学校施設の機能拡張の事例（大阪府泉大津市小津中学校）

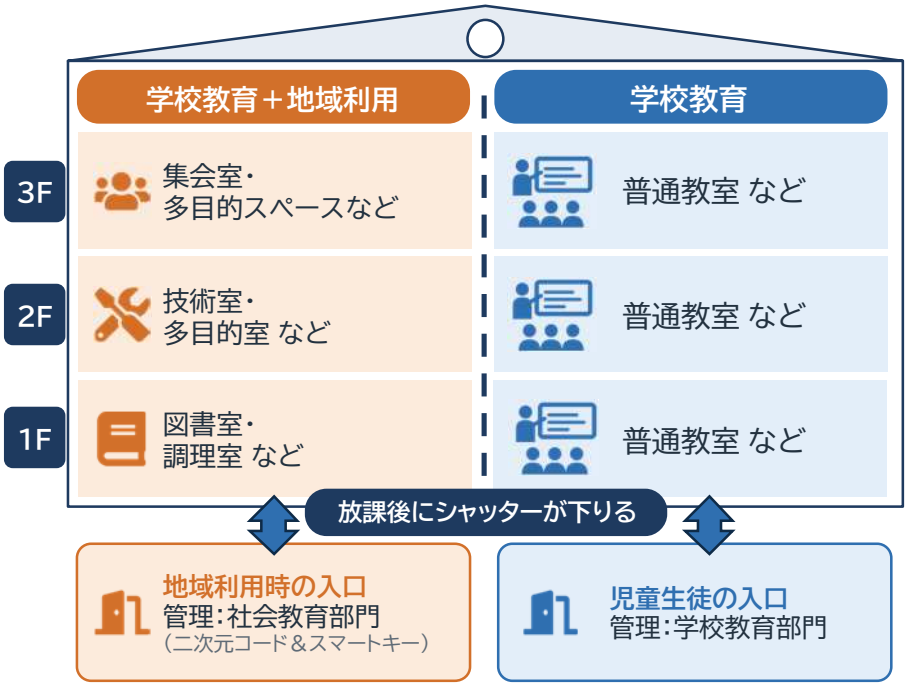

このような仕組みによって

- **利用区域（エリア）を分ける**
  学校教育と地域利用の区分
- **出入口を分ける**
  出入口・動線・鍵の施錠を工夫
- **地域利用エリアの管理を分担**
  申請・鍵の管理などは
  社会教育部門が担当

学校教育の場、プラス「地域のコミュニティハブ」としての機能を持たせる

学校施設の機能拡張（今後の対応）

当面の対応

既存施設の有効活用

教育委員会が持ち寄るリソース　学校施設　施設管理のノウハウ

1. 学校施設開放事業（遊び場開放、スポーツ開放）、地域クラブなどの活動状況に応じた利用ルールのアップデート
2. ニーズを踏まえた部分警備・スマートキー等の導入
3. エアコン整備に伴う使用料等のあり方　など

施設管理者として関係部局と協議していく

中長期的な対応

「みらい学校デザイン」との連動

「地域のコミュニティハブ」としての学校づくり

学校施設を
学校教育だけでなく、
こどもと地域が
つながる拠点として、
こどもを見守り、育てる



R8. 11～ 「北九州市みらい学校デザイン」モデルエリア選定検討会を設置、モデル校区を選定予定

基本方針　「運営」と「施設管理」の役割を整理し、それぞれのリソースを持ち寄って、横断的に連携・対応する